平成29年度 第8回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成29年度第8回江田島市農業委員会議事録

日時	平成29年11月29日 14時00分 場 所 農村環境改善センター
出席委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美 3 前田 榮子 4 中下 雅敏 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄
欠席委員	
出席者 総数	出席委員 9名 欠席委員 0名
その他出席者	事務局長 松岡 弘倫 書 記 奥原 芽衣 書 記 中下 将良 書 記 窪田 松枝
議事録署名委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美
提出議題	議事 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について 協議事項 議案における現地確認の方法について 江田島市農業委員会の互助会規約について 収入保険制度等に関する説明会について 江田島市農業再生協議会について

1 開 会

事務局長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第8回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、9名中、欠席者数0名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを報告いたします。

それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長

皆さんこんにちは。今日はみんな集まってくださって、ご苦労様です。特に話はないんですが、まだ今回が新しい体制になって初めての審議ということです。まだ体制も明確でないですが、とりあえずやってみようか、ということで。ここに写真がありますが、写真とチェックシートを用いて、調査したところを説明するという形になっております。ご審議を宜しくお願いいたします。

2 議事録署名者の指名について

議長

議事録の書名をしなければならないので、今回は1番の下河内さんと2番の中福さんが後で議事録に署名をするように、お願いいたします。書記は、松岡 事務局長、奥原書記、中下書記、窪田書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議長

それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局のほうから、何かありますか。

事務局長

いいえ、特にありません。

議長

事務局から諸報告が別にないようでございますので、日程段 4 の議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明をしてもらいます。宜しくお願いします。

4 議事

議長

はい。本日はお手元に、農地利用最適化推進委員が記入した現地確認チェックシート及び現地写真をお配りしていますので、あわせてごらんください。 番号1。譲渡人●●●●。住所、大柿町 。譲受人▲▲▲▲。住所、

番号1。譲渡人●●●●。住所、大柿町____。譲受人▲▲▲▲。住所、大柿町____。所在地、大柿町大原____。地番、○○番○。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、286 ㎡。地番、○○番○。地目、台帳及び現況ともに田。面積、130 ㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自家消費用野菜を栽培するため、譲り受ける」ということでした。以上のことから、この申請は適正であると思います。

ご審議をお願いいたしします。

議長

この地番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

村上委員

大柿町の村上です。推進委員の小松さんと胡子さん、河尾さん、そして農業 委員の中福さんが現場を見てくれました。問題なく、大丈夫だと思いますので、 みなさんよろしくお願いします。

議長

ほかに、ご意見、ご質問は。

委員

意見・質問なしの声あり。

事務局長

一応、報告を受けている部分で補足をさせていただきます。現地の確認については今お配りさせていただいているチェックシートの通りなんですが、11月17日の金曜日に、小松さんが我々と調査に行く前に聞き取りだけされておられます。▲▲さんはかなり高齢な方で、90歳くらいです。ご本人に耕作が可能なのか、というところなんですが、息子さんが定年になられて、一緒に耕作される、ということで、こちらの農地を求められたというお話でした。それで、備考欄に書いてありますように、現状は写真で見るとただの荒地のように見えますが、一部、柑橘が植えられておりまして、それ自体も、ちょっと前から▲▲さんがお世話をされているというお話でした。以上で短いですが、補足を終わります。

議長

以上で、意見等がないということで、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員

異議なしの声あり。

議長

全員許可することに異議がないということでございますので、許可といたします。次をお願いいたします。

事務局長

はい。番号 2。贈与人●●●●。住所、沖美町____。受贈人▲▲▲▲。 住所、沖美町____。所在地、沖美町是長____。地番、○○番。地 目、台帳及び現況ともに、畑。面積、236 ㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「自家消費用野菜を栽培するため、受贈する」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたし します。

議長

この2番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

下河内 委員

沖美町の下河内です。11月22日に、推進委員さんの大方さんと辻さん、西 中さんと事務局で現地を見ました。特段、問題はないのかなと思いますので、 ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

意見・質問なしの声あり。

議長

ないということでございますので、この2番の案件につきまして、許可する ことにします。次の案件をお願いいたします。

事務局長

はい。番号 3。譲渡人●●●●。住所、呉市____。譲受人▲▲▲▲。 住所、大柿町____。所在地、大柿町大君____。地番、○○番○。 地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、647 m²。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自宅隣地のため、耕作の利便性が高いので譲 り受ける」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたし します。

議長

この3番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見をお伺いしたいと思 います。

村上委員

大柿町の村上です。推進委員の胡子さんと、小松さん、河尾さん、そして農 業委員の中福さんが11月20日に現地確認をしています。写真を見たら土地が 広いようですけど、問題ないと思います。宜しくお願いします。

事務局長

補足説明をさせていただきます。写真の下段にあるところが、畑として今使 われている部分なんですけれども、現在かなりイノシシが頻繁にでておられま して、荒らされている状態で、今は耕作ができていない状況です。あと、かな り面積が大きいんですが、上段の写真を見ていただければと思うんですけれど も、後ろに木が生えている部分までが全て同一の筆になっております。畑とし て使えるような部分は半分以下、あとは山になっているのが現状です。

議長

では、この3番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員

異議なしの声あり。

議長

全員許可することに異議がないということでございますので、許可すること にします。以上で、3条の議案における審議を終わりまして、議案第39号の農 地法4条の許可申請につきまして、事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 11ページをご覧ください。

番号 1。追認の案件です。申請人●●●。住所、千葉県市川市____。 所在地、江田島町宮ノ原____。地番、○○番○。地目、台帳、畑。現況、 宅地。面積、265 ㎡。

申請理由は、「昭和21年頃に土蔵を建てており、倉庫も建っていた。また、課税も宅地となっていたので、農地の認識がなかった、4年前に相続により、当該地を取得したが、地目が農地であることに気付かなかった。この度、登記事項証明を確認したところ、地目が農地であることを知り、顛末書を添付して申請する」ということでした。

ご審議をお願いいたします。

議長

この1番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

中下委員

江田島町の中下です。申請どおり間違いありません。現状でも駐車場側に建物の入り口が向いているようなところでして、間違いございませんので宜しくお願いします。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見、質問なしの声あり。

議長 ないということでございますので、この1番の案件につきまして、許可する ことに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

全員許可することに異議がないということでございますので、許可をいたします。次をお願いします。

事務局長

議長

番号2。こちらも、追認の案件です。申請人、●●●●。住所、広島市____。 所在地、沖美町岡大王___。 地番、○○番○。 地目、台帳、畑。現況、宅 地。 面積、56 ㎡。

申請理由は、「当該地を寺に寄付するにあたり、相続登記を行ったところ、地目が農地であることが判明した。昭和59年頃に両親が仕入商品用の倉庫を建てるため購入したと聞いている。今回、農地転用の手続きが必要であったことを知り、上申書を添付して申請する。」ということでした。

ご審議をお願いします。

議長 2番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

下河内 電話での確認が 11 月 22 日になっていますので、夜に確認をされたのかもし

委員

れないんですが、現地確認は、11 月 22 日にしています。推進委員さんと共に 行きました。現況ともに間違いないと思います。そして、お寺のすぐ隣ですの で、お寺に寄付をされるということだと思います。ご審議をお願いいたします。

議長

他に、ご意見、質問ございませんか。

委員

意見、質問なしの声あり。

議長

ないということでございますので、この 2 番の案件につきまして、許可する ことに異議ありませんか。

委員

異議なしの声あり。

議長

全員許可することに異議がないということでございますので、許可すること にいたします。以上で4条の審議について終わりまして、議案第40号の農地法 の5条の許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい。17ページをご覧ください。

番号 1。贈与人●●●●。住所、沖美町____。受贈人▲▲▲▲。住所、 能美町____。所在地、沖美町高祖____。地番、○○番○。地目、 台帳、宅地。現況、畑。面積、740.33 ㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「自己居住用住宅用地として、受贈する」ということでした。平屋建て、建築面積 127.90 ㎡を予定しています。なお、広島県農地法関係事務処理ガイドラインの審査基準では、一般住宅の転用の判断は転用面積が 500 ㎡を超えている場合は、別途その理由を供して判断することになっております。この案件については、農地の高低差が東端と西端で約 3.2 メートルあり、また、隣地協会の高低差が大体 4.5 メートルあります。実質的に建築可能な面積は 3 分の 2 程度しかありません。道路に面した部分も、高低差のため、駐車場として利用する予定です。

よって、この案件は許可相当と判断しました。ご審議をお願いいたします。

議長

1 番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見をお伺いしたいと思います。

前田委員

沖美町の前田と申します。ただいま、事務局からご説明があったように、▲ ▲さんは●●さんの次男であって、現在は中町のほうのアパートを借りて住んでおられます。土地のほうは、私の家の近隣なんですが、そこにお家を建てるそうです。先日土地も確認に行きましたが、間違いないので、宜しくお願いいたします。

議長

他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見、質問なしの声あり。

議長 ないということでございますので、この1番の案件につきまして、許可する ことに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員が許可することに異議がないということでございますので、許可としま す。次をお願いします。

はい。番号 2。譲渡人●●●●。住所、兵庫県伊丹市____。譲受人▲ 事務局長 ▲▲▲。住所、大柿町____。所在地、大柿町飛渡瀬____。地番、 ○○番○。地目、台帳、田。現況、畑。面積、271 m²。 申請理由は譲渡で、譲受人は「自己居住用住宅用地として、譲り受ける」と いうことでした。平屋建て、建築面積 71.21 ㎡を予定しています。

ご審議をお願いします。

議長 この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺います。

村上委員 大柿町の村上です。まず、11 月 20 日に、推進委員の河尾さん、小松さん、 胡子さん、そして農業委員の中福さんが現地確認を行っています。聞き取りは、 河尾さんが22日に行っているそうです。問題ないと思いますので、よろしくお 願いします、

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見、質問なしの声あり。

ないようでありましたら、この2番の案件につきまして、許可することにし 議長 ます。以上で5条の審議を終わります

5 協議事項

続いて日程第5の協議事項について、事務局から何かありますか。 議長

・議案における現地確認の方法について 事務局長

- ・江田島市農業委員会の互助会規約について
- ・収入保険制度等に関する説明会について

中下書記 ・江田島市農業再生協議会について

6 その他